

春日部市自治会連合会会則施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、春日部市自治会連合会（以下「連合会」という。）会則第21条の規定に基づき、会費等について必要な事項を定める。

(会費)

第2条 各自治会長が連合会に納める会費は、年額3,000円とする。

(経費の支弁)

第3条 連合会役員が、次に掲げる用務を行った場合は、それぞれ次の経費を支弁する。

ただし、連合会主催の会議、視察研修等へ出席した場合は、支弁しない。

(1) 研修その他用務のため市外に出張した場合 交通費及び日当

(2) 宿泊を伴う場合 宿泊料

2 前項に規定する日当、交通費及び宿泊料は、次に掲げる額とする。

(1) 日当（県外） 1日につき 3,000円

(2) 宿泊料 1夜につき15,000円を限度とし、これ以内の場合は実費額とする。

(3) 交通費 市外における会議、研修等に出席するため、公共交通機関を一般的かつ経済的な経路で利用した時に要する実費額。

附 則

1 この細則は、平成10年4月1日から施行する。

2 春日部市地区長会の会費に関する規程（平成8年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この細則は、平成15年5月14日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。